

## 第六章 財政

### 村財政の今昔

本村は既に屢々述べたるが如く、大阪市の著しき膨脹に伴ひ其餘波を受けて、近時急激なる發展をなし、人口の如きも既に一萬を突破し、從來の耕地は一變して住宅地と化し、村内は今や純然たる街衢をなすに至れり。されば自然之に伴ふ村内の施設も亦年々に教育、土木、衛生、警備其の他凡ゆる方面に多大なる經費を要し、従つて村の財政も近年著しく膨脹して、大正十三年度に於ける歳計豫算の總額は、實に十數萬圓の巨額に達するに至れり。而して舊來の本村の財政状態を通觀せんか、舊幕時代の事は暫らく之を措き、明治維新後に於ける村の財政状態を見るに、明治五年の學制發布以前にありては、何等財政上に關する問題なかりしかば、敢て特筆すべき程のものなけれども、明治五年學制の發布せらるゝあり、以て全國に教育の普及を促さるゝや、茲に本村も亦當然教育施設の必要に迫らるゝことゝはなりぬ。

然るに當時本村は前章に述べたるが如く、尙ほ中在家、今在家兩村の分立せし時代なりしが、兩村は村域極めて狭少なるが上に、戸口亦尠なく、殊に村民中には貧寒にして、教育費の負擔に堪へざる者多

かりき。然かれども兩村民は舊來の因襲に支配せられて、容易に融和する能はざりしかば、已むなく夫々獨立して學校を設くることゝせり。斯くて茲に本村の財政難は既に其の端を發することゝはなりぬ。即ち一旦兩村は夫々獨立して教育機關を設けたるも、如何せん當時の貧弱なる兩村の財政状態にありては、到底之が維持をなす事能はず、ために其の財政難の結果は、茲に兩村の永き因襲を打破し、且つ其の感情の疎隔を融和する等萬難を排し、以て兩村の協同を促がし、遂に同九年には兩村の學校を合併せざるべからざるの余儀なきに至れり。然れども尙ほ當時村の財政状態は、之れが校舍新築費の財源に窮し、其の建築資金四百五十圓は、之を他より借り入るゝ事として漸やく一時の急場を凌ぎたるも而かも之が償還財源にすら困難を來たし、村内有志より年々若干の寄附金を仰ぎ、且つ村内の土地、家屋賣買の際は、四十分の一の頗ぶる高率なる歩一税を徵收する事として、漸やく之が年賦償還の財源に充て、尙ほ之が全部の償還をなすに七年有余の歲月を要したりと謂ふ、以て略當時本村の財政状態が、如何に貧弱なりしかを想像し得らるべきなり。

又彼の中在家、今在家の兩村が、町村制の實施に先立ちて、最も困難なる諸種の事情を排して斷然之が合併を行へるが如き、一面に於て當時の村當局は素より、村内有志の百方盡瘁の結果なりと雖も、又反面兩村の財政難が、之を促進せしむるの一大動機として見逃すべからざるは勿論なり。尋いで明治二十二年には町村制實施せられ、村は始めて新制度の下に於ける、純然たる獨立の自治團體となるに至れ

り。然れども村内の戸数は尙ほ四百五六十戸に過ぎず、而かも村民は専ら農業に従事せしかば、村は特殊の財源に乏しく村費の財源は、専ら地租の附加税並に戸數割に依るの外なく、加ふるに村内は面積極めて狭小なるが上に、地價に制限あり、ために村民の負擔は頗ぶる過重にして、到底當時の村民の資力を以てしては、之が負擔に耐へざりし程なり。然るに一面教育の施設は、年と共に益々多額の經費を要するものありしかば、村は茲に再び歩市税の徴收をなす事として、漸やく其の財政難を補ふ事とせり。

斯くて爾後明治三十二三年の頃までは、何等村内に特殊なる財源を見出すこと能はず、依然として財政窮乏せるが儘に、村は益々疲弊するの外なかりき。即ち其の一例を示さんか、明治二十五年の頃大阪府は府令を發して、學校設備規則なるものを設け、以て小學校の施設改善を促がすと同時に、學校設置の位置を指定せり。然るに當時の本村の財政状態は、容易に之に應ずる事能はざりしかば、依然舊の儘の貧弱なる校舍を使用して不自由を忍びながら、荏苒日子を經過する事五ヶ年の長きに及べり。又以て當時の状況を推察し得らるべし。

然るに明治三十三年には、大阪合同紡績住吉支店の大工場の村内に設けらるゝものあり、ために從來涸渇せる村の財源に一大變化を來たす事とはなりぬ。されば爾來本村の財政は頗ぶる順調に進み、其の後漸次村は大阪市の膨脹に伴ひ、住宅地として著しき人口の増殖を見る事となり、従つて村内の施設は凡ゆる方面に、益々多額の經費を要するものありと雖も、之が施設をなすに何等支障を來たす事なく、

時勢に順應して着々と遂行せられ、而かも他の今宮、玉出等の附近の町村が、教育並に上水道等の施設のために、多額の町村債を起し、且つ町村民に過重なる負擔を課しつゝあるに反し、本村は教育施設の完備せるは勿論、最近六萬數千圓を投じて上水道の敷設をなすに當りても、之が經費の大部分は、從來の村費の剰余金を以て之に充當し、他は之を村内有志の寄附に俟つて、其の施設を完成したるが如き、以て如何に本村が近時財政順調に赴きたりしかを知るべきなり。

されば以上述べたる所に依り、本村の財政状態の變遷は、略之を了知し得らるべし。而して之を略言せんか、明治初年より同三十二三年の頃までは、頗ぶる窮境に陥りたるも其の後漸次好轉して、明治の末年より大正の時代には著しく順調に進み、更に大正十四年大阪市に編入せらるゝ當時にありては、最も好調に達したりとなすを得べし。されば編入當時の本村が、六萬數千圓の巨費を投じて上水道の敷設をなし、且つ小學校の改善に數萬圓を費やし、而かも村債も起すことなく、完全に之が遂行を見たるが如き、以て之を明治初年頃の窮乏時代の、村が僅々四百五十圓の學校新築費に窮して之を村債に仰ぎ、且つ之が償還財源にさへ苦しみ、村民有志の寄附を仰ぎ、更に歩市税を課する事として、而かも七ヶ年の歳月を費やし、漸やく之が償還を了したる當時の財政状態に比較せんか、何人か轉た今昔の感に堪へざるものあらんや。

尙ほ最後に附記すべきは、今や本村が斯くの如く財政頗ぶる順調に進みたる所以は、一に時勢の進運

の然らしむる所にして、其の原因は前段に述べたるが如くなりとも雖も、又一面村當局の逆境時代に於ける苦心、並に之を好轉せしむるに際しての多大なる努力及び、其の間に於ける歴代村當局者の施政宜敷を得たる事等の預かつて大なる貢献をなせる事なりとなす。

### 財政の膨脹と其比較

次に明治初年より最近に至るまでの、本村の財政膨脹の趨勢を見んか、明治十二年の未だ舊中在家、今在家兩村の分立せし當時にありては、兩村の歳計總額は之を合して、僅かに百七拾七圓六拾五錢に過ぎず、更に同十九年兩村合併して粉濱村を成立せし當時にありても、尙ほ其の歳計額六百七拾九圓に過ぎざりしなり。勿論當時は未だ町村制の實施を見ざりし時代なれば、其の村費の内容も町村制實施後は、幾分之を異にするものありしは當然の事なりと雖も、如何に財政状態の幼稚なりしかを知らるべし尋いで同二十二年始めて町村制實施せられし當時にありても、尙ほ漸やく其の歳計總額九百四拾六圓八拾四錢に過ぎざりき。然るに其の後財政は年々に膨脹し、殊に近時村内の著しき發展に伴ひ益々急激なる膨脹の度を示し、大正十二年度に於ては普通會計八萬九千參百九拾壹圓の多きに達し、更に特別會計水道費六萬參千圓を計上せり。而して特別會計は暫らく之を措くとするも、之を三十年前の町村制實施當時に比較せんか、約九十五倍に増加せり。更に之を明治十八年の粉濱村成立當時に比較せんか、實に

百三十二倍の多きに達せり。

勿論斯くの如く村の財政の年々に膨脹を見たる所以は、時勢の進運に伴ふ一般物價の騰貴に依る自然の趨勢にして、何れの町村にありても、自然の膨脹は免かる可からざる所なれば、敢て異となすに足らざるが如くなれども、僅々三十餘年間に九十五倍、百三十餘倍と云ふが如き急激なる膨脹は、他に多く其の比を見ざるどころにして此の一事に依るも、本村が如何に長足の發展を見たりしかを知るべきなり今左に明治十二年以降に於ける財政膨脹の趨勢を示さん

年 度	摘 要	歲經豫算額	比較増額
明治十二年度(中、今在家兩村合計)		一七、六五〇	—
同 十九年度(粉濱村成立當時)		六九、〇〇〇	五一・三五〇
同 二十二年度(町村制施行當時)		九四、八四〇	二七・八四〇
同 三十年度(日清戰役終了後)		三〇三、二三〇	二〇六・三九〇
同 四十年度(日露戰役終了後)		六、九六、〇七〇	三、九四、八四〇
大正四年度(歐戰亂當時)		一三、〇五〇、〇〇〇	六、〇八、九三〇
同 十年度		七三、二七、〇〇〇	五九、二七、〇〇〇
同 十二年度(普通會計)		八九、三九、〇〇〇	一七、一四、〇〇〇
同 十二年度(特別會計)		六三、〇〇〇、〇〇〇	—

而して斯くの如く本村の財政が近時急激なる膨脹を見たるは、村内の著しき發展に伴ふ教育、土木、衛生、警備其の他急を要する施設の益々多きを加へたるがためにして、今や三十年前の一貧農村たりし本村が、普通會計及び特別會計を合すれば、歳計總額は實に拾五萬貳千餘圓の巨額に達するに至れり。然れどもこは獨り本村のみに於ける特殊の現象にあらず、大阪市に接近する郊外町村の等しく受けたる現象にして、之を他の附近の町村に比較せんか、むしろ本村は其の財政膨脹率に於ては、他町村の下位にありとなさざるべからず。されば以て誇となすに足らずと雖も、唯本村が他の附近の町村に比し村域極めて狭小なるが上に、特殊の村有財産とてもなく、而かも其の農村たりし時代の村政も極めて幼稚なる當時に於てすら、村は財源に乏しく、ために頗ぶる財政難に苦しみし程なるにもかゝわらず、近時の膨脹せる財政に對してよく之が財源を補ひ、大阪市編入に際しても、他の町村が其の多くは巨額の町村債を有したるに反して、厘毛の村債を起す事なく、而かも完全に村内の施設を遂行し得たりし事は、本村が他に最も誇るべき一事なりとなさざるべからず。

### 最近に於ける財政状態

本村の財政が近時著しく膨脹せし事は、既に前項に述べたる所なるが、今最近三ヶ年間に於ける歳出豫算の内容を見るに

支出科目	歳出經常部		
	大正十一年度	大正十二年度	大正十三年度
一 役場費	一六,九〇〇・〇〇 <sup>円</sup>	一八,三七〇・〇〇	一八,七七〇・〇〇 <sup>円</sup>
二 會議費	五〇四・〇〇	五六・〇〇	五二・〇〇
三 土木費	六,四五〇・〇〇	六,三七〇・〇〇	五,二二〇・〇〇
四 小學校費	三二,八〇一・〇〇	三六,六四〇・〇〇	三九,一五二・〇〇
五 傳染病豫防費	八五八・〇〇	九二・〇〇	九二・〇〇
六 衛生費	五〇・〇〇	三〇〇・〇〇	三〇〇・〇〇
七 墓地費	四二二・〇〇	四二二・〇〇	四二二・〇〇
八 勸業諸費	六二二・〇〇	三三二・〇〇	三三二・〇〇
九 救助費	三〇・〇〇	三〇・〇〇	三〇・〇〇
一〇 警備費	五,一〇一・〇〇	一,四二二・〇〇	一,〇九二・〇〇
一一 基本財産造成費	三三三・〇〇	四八二・〇〇	一,五六五・〇〇
一二 基本財産積戻金	一,四三七・〇〇	一,三五二・〇〇	—
一三 財産費	四八〇・〇〇	五八〇・〇〇	五三二・〇〇

もの二萬五千九百九十九圓を算せり。而して其の内譯左の如し

學校に關す村有財産

種別	摘要	時價
學校敷地	二、二五坪	一四八、〇五〇 <sup>円</sup>
校舍其他建物	六、四坪	一〇一、〇五〇
備品其他		二六、〇三六
合計		二七五、一三六
學校に屬せざる村有財産		
種別 <th>摘要</th> <th>時價</th>	摘要	時價
銀行預金		五、四六六 <sup>円</sup>
土地	一六坪	八、三〇〇
建物	八坪	六、六五〇
備品其他		六、五八〇
合計		二五、九九〇

村税賦課率並諸税負擔

本村の各種本税一圓に對する村税賦課率は左の如し。

地租附加税	〔宅地租其他〕	・二六〇 <sup>円</sup>	國税營業税附加税	・六〇
所得稅附加税	・一四〇	家屋稅附加税	・二七〇〇	
府稅營業稅附加税	・一〇〇〇	私法人使用建物稅附加税	・三〇〇〇	
不動産取得稅附加税	・三〇〇〇	府稅雜種稅中其他附加税	・一〇〇〇	

而して更に之を他の西成郡南部に於ける今宮、玉出及び津守の三ヶ町村に比較對照せんか、本村は其の賦課率の輕微なる事津守村に次ぎ、之を今宮及び玉出の兩町に比較すれば遙かに低率なり。従つて本村民の各種村税の負擔は玉出、今宮等に比して著しく輕微なりしなり。尙ほ左に其の一覽表を示さん。

町村別	直接國稅	府稅	其他
粉濱村	地租營業稅	所得稅	家屋稅
	營業稅	營業稅	營業稅
	私法人使用建物稅	不動産取得稅	建築稅
玉出町	地租營業稅	所得稅	家屋稅
	營業稅	營業稅	營業稅
	私法人使用建物稅	不動産取得稅	建築稅
津守村	地租營業稅	所得稅	家屋稅
	營業稅	營業稅	營業稅
	私法人使用建物稅	不動産取得稅	建築稅

今宮町 宅地 二六〇 八一〇 一四〇 四・六五〇 一・五〇〇 三・〇〇〇 四・〇〇〇 一 一・〇〇〇 二・〇〇〇  
 其他 六〇〇  
 更に大正十三年度に於ける本村内の諸税負擔總額は、拾七萬參千貳百九拾六圓にして、内直接國税は拾壹萬參百參拾九圓にして、府税は壹萬參百五拾八圓、村税は五萬貳千五百九拾九圓なり。而して更に各種税別に内譯すれば左の如し

直接國税	宅地租	烟租其他
所得税	營業税	營業税
合計	合計	合計
府税	家屋税	營業税
其他雜種税	私法人使用建物税	不動産取得税
村税	其他雜種税	合計
地租附加税	所得稅附加税	國稅營業稅附加税
所得稅附加税		家屋稅附加税

府稅營業稅附加税	府稅雜種稅附加税
合計	

尙ほ左に直接國税、府税並に村税の二戸及び一人當平均の負擔額を示さん

種別	金額	現住人口一人當金額	現住戸數一戸當金額
直接國税	一一〇,三九九・〇〇〇	一〇・一一三	四三・〇九
府税	一〇,三五六・〇〇〇	・九四九	三・九五二
村税	五二,五九九・〇〇〇	四・八三二	二〇・〇六
合計	一七二,二九九・〇〇〇	一五・八八二	六六・一一

最後に本村の納税成績に就いて之を見るに、其の成績頗ぶる良好にして、大正十二年度の如きは滞納歩合僅かに千分の二十三に過ぎず、之を郡内他町村に比較せんか、其の成績本村は川北、傳法及び津守の三ヶ町村に次ぎ郡内第四位に居れり。殊に村税の滞納率は僅かに千分の十一にして、其の成績良好なる事郡内第三位にあり。是れ全たく本村民の納税義務の觀念強きは勿論なれども、又反面に於ては村當局の督税其の宜敷を得たと、更に村税の負擔比較的輕微なるがためなる事も亦見逃がすべからざる所なるべし。

## 第七章 教育

### 學制發布と其以前の教育

今や教育事業は國を擧げて之が隆盛に力を致し、其の一部は國家事業として取扱はれ、教育行政は國務中に於ても、頗ぶる重きをなせるのみならず、尙ほ其の一部は地方自治團體の事業として、府縣を始め市町村の經營する所なり。即ち高等教育は主として國家事業に屬し、國家に於て直接之を經營すれども、中等教育は多く府縣の事業として之をなし、更に普通教育は専ら之を市町村の事業として委ねらるれば市町村の之が經營をなすは、其の最も重要な事業として常に苦慮するところなり。従つて教育事業の隆盛なる實に其の今日の如くなるを見ず、而して本村も亦之が經營をなすに當りては常に多大なる犠牲を拂ひ、年々村費の大半は教育事業のために投せらるゝところなり。以て教育事業が村の事業として、如何に重要なものなるかを知り得べきなり。されば先づ本村の教育事業の沿革を述べ、然る後に村内教育事業の現状に就いて記す事とせん。

徳川幕府の倒壞によつて七百年間の封建制度は破れ、王政復古の偉業成り、明治新政府の基礎確立するや、明治大帝は英意教育に大御心を注かせ給ひ、明治五年八月大政官布告二百十四號を以て、全國に

學制の發布せられしかば、漸次各地に小學校の設立を見ることとなり、茲に我國普通教育制度の端は開かるゝ事とはなりぬ。爾來既に五十餘年の星霜固より尠なしとせず、以て今日の盛況を見るに至れるものなるが、小學校令發布以前に於ける本村の教育が如何なる状態なりしかを考究せんに、其の記録の存するものなければ、勿論之が充分なる探究をなす能はざれども、舊幕時代にありては一般に教育事業は殆んど閑却せられ、殊に農村にありては其の必要をすら認められざりし程にして、僅かに寺小屋式に依つて、任意土地の先覺者に於て附近の兒童教養の任に當り、簡單なる讀書算數の術を授くるものあるに過ぎざりしかば、本村に於ても其の教育状態たるや、極めて幼稚なるものなりしや必せり。唯本村に於ては寛政の頃より文化の頃にかけて、中在家村の靈松寺に義瑞、義讚等の住持あり、共に儒者を以て聞わたる者にして、其の私塾を開き以て子弟の教養の任に當れるあり、而かも當時其の名は近郷に知られたりと謂へば、其の門に教へを受くる者亦多かりしものゝ如し。

尋いで明治維新後諸般の制度全たく一變し、明治二年大阪府を割きて攝津縣を置かるゝや、知事陸奥陽之助は教育に意を用ひ、西成郡西中島村の善教寺を以て假教場に充て、始めて學校を公設し、之を啓蒙館と名づけ管下八郡の士民の學事に志ある者に對して、讀書、算數、習字の三科目を授くる事とせり然れども當時は生徒の數も極めて少數なりしと謂へば、本村の如く其の距離比較的遠隔なる土地にありては、殆んど其の恩澤に浴するものなかりしは素より、斯かる學校の存在をすら知るものなかりき。

## 明治初年の教育

明治五年八月學制の發布せらるゝや、全国各地に學校の創設を見る事とはなりぬ。斯くて當時本村は今在家、中在家の二村に分立したりし頃にして、今在家村は同七年二月十二日松岸寺に、第三中學第六大區一小区第二學區今在家學校を、中在家村は西願寺に第三中學第六大區一小区第四學區中在家學校を夫々假設せり。而して前者は之を二番小學校と云ひ、後者は四番小學校と呼べり。斯くて兩校對立する事三年餘に及びしが、當時兩村民中には貧寒にして學費の負担に堪へざる者多く、從つて其の獨立を維持する事困難なるものありしかば（前章村財政の今昔の項參照）今在家學校世話掛村上厚等兩村の有志十一名の者は、種々協議の結果茲に兩校を合併する事に決し、兩村民の便否を參酌の上同十年五月九日校舎を中在家村三百九十八番地に假設し、校名を長尾小學校とせり。斯くて前記十一名の者は一面村民を督勵して兒童の就學を奨勵せしも當時兩村民の氣風に著しく相違せるものあり、ために互に相反目するの傾向を有せしかば、兩村民中往々にして苦情を鳴らす者あり、ために一時は頗る紛紜を醸し、延ひては學校の經營上多大の困難をさへ感じたる程なりき。然れども前記の十一名の者能く之を勸諭し、且つ校舎を今在家村二百六十五番地に新築し、同年九月一日之が落成を告げしかば是れに移轉する事として、茲に漸やく兩村民の融和を見るに至れり。

然るに兩村は尙ほこれより一大難關に遭遇する事とはなりぬ。即ち當時兩村は何れも極めて貧村にして、兩村夫々獨立して學校を經營する事能はざるがために、茲に兩校を合併するに至れるものなるに、當時の兩村民の感情の融和を計るため、遂に新校舎の建築をなすの必要に迫られしかば、村は反つ之が財源に窮し、其の資金四百五拾圓を借り入るゝ事となし、漸やく一時其の急場を凌ぎたるも再び之が償還の途に困難せり。されば前記十一名の者は爾來毎年二十圓を寄附する事となし、又同時に村民中土地或は建物を賣買する時は其の價格の四十分の一を控除し、之を村に徴收して其の償還資金に充當する事とせり。斯くてなほ七年有餘の歳月を費やし、同十七年十二月に至りて漸やく之が全部の償還を了せりと云ふ。されば以て當時村が教育事業に對して、如何に苦心せしかを知るべきなり。又當時の村有志が如何に學事に熱心にして、且つ犠牲を拂ひたるかは、以て後人の等しく感謝せざるべからざる所なるべし。されば左に其の十一名を記さん

今在家村總代兼學校世話掛	村上厚
學務委員	松本五左衛門
今在家村伍長	村上貞
中在家村學校世話掛	伊丹谷與兵衛
中在家村伍長	澤井佐右工門

中	在家村	伍長	羽田	甚兵衛
今	在家村	伍長	七野	安兵衛
中	在家村	總代	中川	佐助
今	在家村	總代	森重	庄作
今	在家村	戸長	村上	宣義
中	在家村	戸長	芝村	佐七

尙は長尾小學校の校名は、長峽の里の古名に因みてながを、と云ひ、文字を長尾と記す事とせりと云ふ。而して爾來長尾校の名は、大正十三年四月粉濱校と改稱するに至るまで永く其の名を存したり。

### 長尾小學校の沿革

初め小學校は之を分ちて下等小學、上等小學の二小學となし、各等とも各々之を八級に分ちて毎級の修業期間を六ヶ月となし、各四年を以て卒業するものとせり。而して更に明治九年九月一日達を以て、上等小學校は區内の一番小學校に置くものと定められしかば、當時一小區の高等小學は今宮村なる一番小學校内に之を置く事とせり。尋いで同十五年二月六日小學校則の改正あり、小學校を分ちて初等、中等、高等の三等となし、其の修業期間は初等、中等を各三ヶ年、高等を二ヶ年とし、各等を通じて八ヶ

年と定めらる。越えて同十九年四月勅令を以て小學校令の公布あり、即ち之に依れば小學校を分ちて高等、尋常の二等となし、各等の修業年限を四ヶ年と定むれども、別に簡易科の制を設け、簡易科は三年を以て普通科を修業せしむるものとなし、町村の事情に依つては尋常科の代りに、簡易科を置くも差支へなきものとせり。又同時に児童は六才より十四才まで八ヶ年を以て學齡となし、父母或は後見人は學齡児童をして、普通教育を受けしむるの義務あるものと定めらる。而して本令は同二十年四月より之が實施を見る事となりしかば、茲に本村は簡易科を置く事として、同時に校名も簡易小學校と改ためらる。尙は當時高等小學は難波村なる難波高等小學校を以て之に充つる事とせり。然るに同二十三年に再び小學校令の公布あり、從來の簡易科を廢して完全なる義務教育令を敷かるゝ事となりしかば、本村も亦從來の簡易科を廢し、尋常科を置く事として、茲に校名も長尾尋常小學校と改めらる。

翻つて本村の學校施設の狀態を見るに、本村は曩に明治十年今在家、中在家兩村の共立に依つて長尾小學校の新築をなし、以て村内の児童を收容する事とせしかば、當時にありては校舎も比較的完全なるものとして、一般に之を認められたる程なりしが、其の後漸次教育令の改正行はれ、同二十三年には完全なる義務教育令の實施せらるゝものあり、同時に明治大帝の教育に關する勅語を賜はる等、教育の普及を促進せられしかば、村民に於ても漸次教育の必要を認むる事となり、従つて就學児童の數も年を追ふて著しく増加し、遂に二十四五年の頃には校舎の狹隘を感ずるに至れり。且つ又同二十五年には府令

を以て學校の設備規則を達し、以て將來適當の時機に於て校舎の改築をなさしむる事となし、同時に其の位置を村内三百五十一番地に指定せり。然れども當時本村の財政状態は尙ほ極めて貧弱にして、到底之が實行を許さざるものありしかば、荏苒日子経過するのみにして、依然從來の儘の狹隘なる校舎を以て不自由を忍ばざるべからざりしなり。

然るに村内の教育思想は其の後益々普及して、就學兒童の數は年と共に著しく増加し、遂に同三十年の頃には從來の儘の設備を以てしては、到底之が收容をなす能はざるの状態に陥りしかば、茲に始めて校舎改築の議起り、同時に從來の校地は借地なりしを以て他に適當なる敷地を選定する事に決せり。然れども當時村の財政状態は尙ほ豊ならざりしかば、之が實行は頗る困難を豫想せられたり。然るに偶々大阪商船學校の分教場の拂下せらるゝものあり、時の西成郡長高山節見の周旋に依つて、僅かに四拾五圓を以て拂下を受くる事を得しかば、茲に村は大いに力を得て直ちに參千餘圓の豫算を以て、學校及村役場廳舎の新築をなす事に決し、其の位置を村の中央なる百六十九番地に卜して、地主羽田甚兵衛より四百三十九坪を九百六拾五圓貳拾五錢(坪當貳圓貳拾五錢)にて買收し、同年九月二十一日之が工事に着手せり。而して同年十二月末日迄に之が竣成を告げしを以て、翌三十一年四月之が落成式を舉行し、同時に新校舎に移轉する事とせり。

斯くて永年苦しみたる學校の施設難は漸やく一段落を告げしかども、同三十三年には大阪合同紡績の工場村内に設けらるゝ等、村内の戸口次第に増加するに至りしかば、従つて就學兒童の數も逐年に増加し、ために校舎も同三十五年及び同三十九年の二回に亘りて増築を行ひ、以て之に備ふる事とせり。然れども當時は村の財政状態も餘程順調に赴き、左程困難を感じる事なかりき。尙ほ是より先高等小學校は村内に其設けなかりしを以て、兒童は墨江村なる墨江尋常高等小學校に委託せしも、同三十七年には東成郡南部の住吉、墨江、安立、天王寺、敷津、長居、依羅の七ヶ町村と共に墨江村外七ヶ村組合を組織し、墨江村大字殿辻に住吉高等小學校を設立して、之に通學せしむることとせり。

尋いで同四十年三月には勅令を以て小學校令の一部を改正せられ、從來尋常小學校の修業年限四ヶ年なりしを六ヶ年に延長せられ、翌四十一年四月一日より之が實施を見るに至れり。されば俄かに就學兒童の激増を來たす事となり、此の年更に校地の擴張並に校舎の増築を行ひ、同時に高等科も從來の組合を解散して、尋常科に併置する事となし、校名も長尾尋常高等小學校と改稱せり。(高等科は校舎の都合上組合の解散後一時墨江尋常高等小學校に委託して四十二年五月始めて之を收容する事となる)。

更に其の後同四十三年には校内に實業補習學校を設け、又其の翌年には壹萬壹千七拾八圓九拾四錢を投じて、校地の擴張及び校舎の増築を行ひ、越えて大正三年には又校舎の一部を改築し、同五年には校地五百八十一坪を擴張し、同八年には校舎の増改築を行ひ、續いて同九年十一月より講堂兼雨天体操場の新築に着手し、翌十年三月之が竣成を告げ、更に同十二年三月職員室其の他の一棟を増築する事と

なし、同年七月之が竣成を告げ以て今日に至れり。次いで同十三年四月には校名を粉濱尋常高等小學校と改稱し、同時に村立附屬幼稚園をも併置する事とせり。

尙ほ左に本校創立以降に於ける歴代主座訓導（明治三十年の頃まで校長と謂はずして主座訓導と稱したり）並に校長の氏名及び就任年月を示さん

- 益永晃雲 明治七年二月今在家學校主座訓導 梯了性 明治七年中在家學校主座訓導 太田寛三 明治十七年長尾小學校主座訓導
- 船尾福太郎 明治十八年八月同上 外山藤四郎 同十九年六月同上 池田善三郎 同二十年七月同上
- 北川徳昭 同二十一年六月同上 下倉弟三郎 同二十一年八月同上 太田祥一郎 同二十二年七月同上
- 島崎齊一郎 同二十三年六月同上 山内辰 同二十三年十月同上 清水其藏 同二十三年十月同上
- 伊丹谷善三郎 同三十年十二月長尾尋常小學校長 蘆田平治 同三十三年十月同上 片山榮 同三十八年六月同上
- 青木庄吉 同四十二年八月長尾尋常高等小學校長 池田伊藏 同四十四年十二月同上 高山禎一郎 大正六年七月同上
- 三宅九郎平 同八年五月同上 衣笠森彦 同八年九月同上 垣内岩太郎 同十四年三月同上

次に歴代學務委員として本村の教育事業に盡瘁せし者左の如し

- 村上宣義 本田勘四郎 村上貞 村上厚 松本五左衛門 羽田甚兵衛 中川佐助 村上慧 伊丹谷與兵衛 村田鶴松 澤井佐右衛門 井原榮治 羽田久藏 土岐嘉吉 藤田芳之助 土本徳松 林菊松

- 黒氏治良吉 香林吉松 河野又吉 高橋安藏 芝村福三 七野豊吉 本田熊治郎 岡川磯六 松井幸治 黒氏長藏

### 學齡兒童及就學兒童

本村に於ける明治七年學校創設以降、大正十三年迄の學齡兒童並に之が就學の状況を見るに、學校の創設當時の中在家、今在家兩村の學齡兒童數は、當時學齡兒童の定めなかりし時代なれば今之を知る由なけれど、當時は教育思想極めて幼稚なりしかば、就學する者も差程多からざりしなり。尋いで明治二十三年義務教育令の布かれて後に於ても、同三十年の頃までは村内の就學歩合は百分の五六十に過ぎず、其の成績左程良好なりとなす能はざりしも、其の後教育思想著しく普及し、就學歩合も年と共に急速の度を以て良好に赴き、同三十五六年の頃には百分の九十五六に達し、明治の末年には殆んど不就學兒童を見ざるの状態となり、爾後最近迄兒童就學の状況は極めて好成績を持續せり。今左に之を表示せん。

年 度	學齡兒童	就學兒童	不就學兒童	就學歩合百分比
明治七年度	今在家村	不明	不明	不明
	中在家村	不明	不明	不明
		五三	不明	不明
		六三	不明	不明

明治十五年度	二五一	一三五	一一六	五三、七八
同 二十年度	四七二	一八九	二八三	四〇、〇四
同 三十年度	三四六	一九七	一四九	五六、九三
同 三十五年度	一九四	一八七	七	九六、三九
同 四十年度	一六五	一五三	一二	九三、〇二
同 四十年度	二五九	二五七	二	九九、二三
同 四十年度	一九九	一九一	八	九五、九八
大正元年度	三五六	三五六	—	一〇〇、〇〇
大正元年度	三二九	三二九	—	一〇〇、〇〇
同 五年度	四四九	四四九	—	一〇〇、〇〇
同 五年度	四〇九	四〇九	—	一〇〇、〇〇
同 十年度	五九二	五九二	—	一〇〇、〇〇
同 十年度	五七七	五七七	—	一〇〇、〇〇
同 十三年度	六五四	六五四	—	一〇〇、〇〇
同 十三年度	六四六	六四六	—	一〇〇、〇〇

更に前表に依つて本村の就學兒童の増加の趨勢も亦自ら判明すべし。即ち明治七年には就學兒童兩村を合して僅かに百十六人に過ぎず、其の後教育令の改正等に依つて漸次其の數増加したりと雖も、同三十年の頃までは尙ほ二百人に足らざりしものが、同三十五年には一躍三百四十七人となり、續いて同四十年には四百四十八人となり、更に大正の初年より村内には他よりの移住者著しく増加したるがために戸口著しく増加せしかば、従つて兒童の數も年々に著しき増加率を示し、大正元年には六百八十五、同五年には八百五十八と著しき増加をなし、遂に同十年には一躍一千を突破して千百六十九人の多きに昇り、更に同十三年には千三百餘に達せり。されば是れに依つて見るも、本村の教育施設が年と共に如何に擴張せられざるべからざりしかを察知し得らるべきなり。

### 教 育 費

尙ほ本村の教育費に就いて之を見るに、先づ最近に於ける教育費の豫算額、並に之が就學兒童一人に對する割當金額を示さん

年 度	經常部	臨時部	合 計	就學兒童一人割當
大正十一年度	三、八〇一・〇〇〇	一六、六〇〇・〇〇〇	二〇、四〇一・〇〇〇	五二・九
同 十二年度	三六、四〇〇・〇〇〇	五、六三三・〇〇〇	四二、〇三三・〇〇〇	三四・三

同 十三年度 三九、一五・〇〇〇 六〇〇・〇〇〇 三九、七五・〇〇〇 三〇・五  
次に明治七年以降に於ける教育費増加の趨勢並に之が村費總額に對する割合を示さん

年 度	村費總額	教育費總額	村費に對する割合
明治七年度(中在家今在家計)	不明	七九・九〇	不明
明治十九年度	六五・〇〇〇	三三・一五〇	四割六分四厘弱
同 二十二年度	九六・八四〇	三二・〇〇〇	三割三分九厘強
同 三十年度	三、〇三・二三〇	五九三・二四〇	一割九分六厘強
同 四十年度	六、九六・〇七〇	一、六八・二四〇	二割三分二厘強
大正 四年度	一三、〇五・〇〇〇	五、二四・〇〇〇	四割五厘弱
同 十年度	七、三三・〇〇〇	三、三三・〇〇〇	四割四分八厘強
同 十三年度	七、五八・〇〇〇	三九、七五・〇〇〇	五割三分三厘強

## 備考

右の表は經常部、臨時部共に之を合計せるものなり。されば教育費中には校舎の増改築費、校地の買収費等の如き臨時費をも全部之を包含せり

即ち右の表に依つて見るも、本村が如何に教育事業に多額の經費を投じつゝありしか、且つ逐年急激の

度を以て増加せしことを知り得べきなり。

## 最近の設備と児童數

以上述べたる所により本村の教育事業の沿革、児童數の増加並に教育費等に就ては略之を盡したり。されば最後に最近の設備並に在籍兒童の狀況を述べん。

小學校は其の位置、村の中央部に位し、通學距離の如きも最遠五六町に過ぎず、校地の總面積は二千百十五坪にして、校舎の建坪六百五十一坪を有し、内普通教室の延坪數三百四十七坪、特別教室百六十六坪にして、此の他雨天体操場兼講堂、職員室、其の他の設備等悉く完備せるのみならず、備品の如きもピアノを始め運動用器具等は素より、各種の備品等も充分に完備し、他の町村の學校施設に比して敢て遜色あるを見ず。運動場の如きも九百五十一坪にして、大正十三年度に於て兒童一人當り零、七五坪餘に相當し、又教室は之が一人當り坪數零、二五坪餘に相當せり、而のみならず本村が大阪市に編入せられんとするに際して、更に三萬八千圓の經費を投じて、校舎の一部(從來の平家建舊校舎を木造二階建校舎となす)を改築する事とせり。されば校舎の設備は益々完備するに至れり。

次に大正十三年三月未現在の調査に依れば、在學兒童總數千三百八十三名(高等科を含む)にして、之を二十二學級に分ち、教職員の數合計二十七名にして、内小學校正教員十六名、尋常科正教員五名、

代用教員六名なり。尙ほ同年度の入學兒童數は二百六十九名にして、卒業兒童數二百四名を有せり。尙ほ左に在籍兒童數を示さん。

學年	在籍兒童數			學級數
	男兒	女兒	合計	
尋常科一學年	一〇八	一二三	二三一	三
同 二學年	九五	九六	一九一	三
同 三學年	一二五	一二四	二四九	四
同 四學年	一〇七	一一〇	二一七	三
同 五學年	一一五	九七	二一二	三
同 六學年	八五	八六	一七一	三
小計	六三四	六三八	一、二七二	一九
高等科一學年	四二	三五	七七	二
同 二學年	二一	一三	三四	一
小計	六三	四八	一一一	三
總計	六九七	六八六	一、三八三	二二

### 村立幼稚園

本村は近時住宅地として著しき發展をなし、戸口著く増加せし事は、既に屢々述べたる所なれども、村内の移住者は有識階級並に中産階級に屬すべきもの最も多く、従つて村内は民度の高き事玉出町と共に、郡内に多く其の比を見ざる所なり。されば村民中には幼兒の保育に意を用ふるもの多かりしも、從來村内に幼稚園の設けらるゝものなかりしかば、是れ等の者は隣村たる住吉村なる私立住吉幼稚園、或は帝塚山學院幼稚園等に、幼兒を入園せしむるの外なかりき。然れども住吉幼稚園は設備不完全なるがために收容人員に限りあり、帝塚山學院亦人員の制限あり、且つは距離遠隔にして著しく不便を感じるものありしかば、茲に數年前より村立幼稚園設立の議起り、村當局は勿論小學校長衣笠森彦等幹旋大いに努むるところあり、其の結果議漸やく熟し、大正十三年四月一日より之が經常費三千四百十四圓を計上して、小學校庭内の舊校舎の一部不用なるを利用して開園する事とせり。然るに村内の入園希望兒數頗ぶる多く、たちまちにして定員百二十名を超過するの盛況を見るに至れり。是れ實に西成郡内に於ける村立幼稚園の嚆矢なりとなす。尙ほ本園は保母三名を置き、園長は粉濱尋常高等小學校長之を兼ねるものとせり。尋いで同年度末には從來園舎に充てたりし舊校舎の改築を企畫せらるゝものありしかば同時に經費一萬二千七百八十四圓を計上して、園舎の新築を畫し、園地を村内五百六十九番地に卜し、